

I 申請主体の確認、事業計画の作成

令和6年度まで環境保全型農業直接支払交付金で長期中干し、冬期湛水等に取り組んでいた農業者の方々が、令和7年度以降も引き続き取り組んでいたように、令和7年度～令和11年度に限り、令和6年度を実施期間に含む、長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、中干し延期、江の設置の実施等（**京都府では長期中干しと冬期湛水のみ**）に関する計画を記載していた農業者団体等が、「環境負荷低減の取組への支援（通称：みどり加算）」のみに取り組むことができることとしています。

なお、令和12年度以降は、既存の活動組織に参加する等により、活動組織として申請いただく必要があります。

1 対象地域の設定

- 化学肥料・化学合成農薬を「京都府における農作物栽培に係る慣行レベル」（通称：「慣行レベル」）から5割以上低減する取組と合わせて行う、長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、江の設置等、中干し延期のいずれかの取組を実施する地域（以下、「対象地域」という。）を検討します。
- その際、「みどり加算」の交付を受けるためには、5年間の活動期間中に取組面積を拡大する目標を設定し、達成する必要があるため、各年度の取組面積を踏まえ、対象地域の範囲を検討します。
- 5年間の活動期間中の取組面積拡大の目標を踏まえた対象地域は、合意形成が可能なまとまりで検討してください。

※ 活動組織として申請することにより、地域ぐるみの取組として、取組に対する地域の理解が深まったり、取組の広がりなどが期待できます。活動組織として「みどり加算」を申請する場合は、水路・農道等の草刈り・泥上げなどの共同活動を実施する必要があります。活動組織として申請する場合、既存の活動組織に参加又は新たに活動組織を設立する方法があります。詳しくは、「多面的機能支払交付金の活動の手引き（活動組織用）」を参照してください。

2 規約等の確認

① 農業者の組織する団体

多面的機能支払交付金の「みどり加算」を実施するに当たり、団体の規約で変更すべき箇所はないか確認し、必要に応じて変更します。

② 一定の条件を満たす農業者

R6年度まで、一定の条件を満たし、市町村に特に認められた農業者については、同条件に該当することを確認します。

よくあるQ&A

Q：令和6年度まで申請していた「農業者の組織する団体」のうち1名だけが長期中干し等の取組を行う場合、どのように申請すればよいか。

A：令和6年度の申請主体について、令和7年度～令和11年度に限り、「みどり加算」のみを実施できることとしているため、申請は、これまで申請されていた「農業者の組織する団体」が行ってください。

3 事業計画(案)の作成

- 事業の目標、内容、実施期間及び構成員に係る事項を定めた事業計画書（様式第1－2号）を作成します。

（様式第1－1号）
【活動組織から市町村に提出するもの】

〇〇市長 殿

本様式に上記様式(様式第1－2号)を添付し提出してください。

農林水産省様式
令和7年4月1日

農林水産環境保全団体
環境 花子

様式第1－1号、1－2号は、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の共通様式です。

これは多面的機能支払交付金のみに取り組む場合の記載例です。必要に応じて追記等してください。

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

令和6年度を含む実施期間の環境保全型農業直接支払交付金の認定を受けた団体名等を記載してください。（以下、同様）

記

- 事業計画
- 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
 - 1号事業（多面的機能支払交付金）
 - ☐ 2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
 - ☐ 3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）

- その他
 - ☐ 都道府県の同意書の写し（都道府県営土地改良施設の管理）

※ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第5条第1項に規定する活性化計画が作成されている場合であって、その添付書類として、多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請に必要な上記1から3までに掲げる書類が既に市町村長に提出されているときは、これらの書類の添付を省略することができる。

- ☐ ※に該当するため、書類の添付を省略する。

(様式第1-2号)
【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省

多面的機能発揮促進事業に関する計画

様式第1-1号、1-2号は、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の共通様式です。
これは多面的機能支払交付金のみに取り組む場合の記載例です。必要に応じて追記等してください。

令和7年4月
農林水産環境保

1 多面的機能発揮促進事業の目標

1. 現況

(例) 本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、環境負荷低減の取組を行うことが必要である。

2. 目標

(例) 1を踏まえ、本地域では、長期中干しに取り組むことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

市町村と相談し、地域の特色を踏まえて記載してください。

活動内容を踏まえて記載してください。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

① 種類 (実施するものに○を付すこと。)

1号事業 (多面的機能支払交付金)

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 (平成26年法律第78号。以下「法」という。) 第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動 (以下「イの活動」という。)
(農地維持支払交付金)

○

法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動 (以下「ロの活動」という。)
(資源向上支払交付金)

2号事業 (中山間地域等直接支払交付金)

3号事業 (環境保全型農業直接支払交付金)

4号事業 (その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業)

1号事業 (多面支払) については、「環境負荷低減の取組への支援 (通称: みどり加算) に取り組むため、下段に「○」を記入してください。

② 実施区域

(例) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書 (以下「活動計画書」という。)(別添1) 実施区域位置図」のとおり。

(2) 活動の内容等

① 1号事業

1) 事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

(例) 活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」及び「2. 実施区域内の農用地、施設」並びに「(別添1) 実施区域位置図」のとおり。

2) 活動の内容

(例) ロの活動

活動計画書「4. 加算措置」の「(6) 環境負荷低減の取組への支援」に記載のとおり。

活動内容に合わせて記載してください。

3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

(例) 活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。

4 農業者団体等の構成員に係る事項

(例) 「(別添2) 構成員一覧」に記載のとおり。

4 活動計画(案)の作成

- 多面的機能支払交付金の対象となる活動は、活動計画に基づいて実施します。
- 活動計画書（様式第1－3号）は、京都府が策定する「要綱基本方針」（※）に基づいて作成する必要があります。

※「要綱基本方針」とは
国が示す活動指針を基礎として京都府が策定する、多面的機能支払交付金の対象となる活動の項目を区分して整理した方針です。

(様式第1－3号)
【活動組織から市町村に提出するもの】
農林水産省様式
令和7年4月1日

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
(多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、
環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書)

(ふりがな)	のうりんすいさんかんきょうほげんだんたい
組織名	農林水産環境保全団体
(ふりがな)	かんきょう はなこ
代表者氏名	環境 花子
(ふりがな)	まるまるけんまるまるしまるちようめ
所在地	〇〇県〇〇市〇丁目

I. 地区の概要（共通）

「I.地区の概要（共通）」は、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の共通様式です。

<活動の計画>

☒	Ⅱ. 1号事業（多面的機能支払）	別紙 1
☐	Ⅲ. 2号事業（中山間地域等直接支払）	別紙
☐	Ⅳ. 3号事業（環境保全型農業直接支払）	別紙
☐	Ⅴ. その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙

（注）該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

I. 地区の概要

I. 地区の概要

※ 以下、（多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払）をそれぞれ（多面支払、中山間直
払、環境直払）と一部で表示

1. 活動期間

	活動開始年度	活動終了年度	交付金の 交付年数	計画変更年度	計画変更年度
農地維持支払					
資源向上支払 （共同）	7年度	11年度	5年	○年度	○年度
資源向上支払 （長寿命化）					
中山間地域等 直接支払	○年度	○年度	年	○年度	○年度
環境保全型農業 直接支払	○年度	○年度	年	○年度	○年度

「環境負荷低減の取組への支援
（通称：みどり加算）」に取り組むた
め、「資源向上支払（共同）欄」に
記入してください。

計画変更を行った場合は
変更した年度を記入してください。

2. 実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積 又は認定農用地面 積※1					計	うち解消 する遊休 農地面積	年当たり 交付金額 上限
	田	畑	草地	採草放牧地			
多面 支払	300a	a	a		300 a	a	円
中山間 直払	a	a	a	a	a	a	円
	傾斜	傾斜	傾斜	傾斜			
取組 面積	環境直払※2					a	円

※1 多面支払の認定農用地面積は、集落が管理する農用地面積を記載する。
※2 環境直払に取り組む場合は、Ⅳの4の交付金額の取組面積の合計及び年当たり交付金額上限の合計
を記載するものとする。

・「認定農用地面積」には、5年
間の活動期間中に取り組む予
定の全ての農用地面積を記入
してください。

・農用地面積については、国土
調査等による地籍図等に基づ
く台帳の合計面積や1/2,500程
度以上の縮尺図面の図測によ
る算定を基本とします。詳細は
市町村に確認してください。

農業用施設 （多面支払）	水路		農道	ため池
	うち、排水路			
	km	km	km	箇所
うち、資源向上支払 （長寿命化）の対象施設	km	km	km	箇所

該当なし

※ 延長は、小数点以下第1位まで記入する。

3. 実施区域位置図

別添1「実施区域位置図」のとおり

4. 組織構成員一覧

別添2「構成員一覧」のとおり

※ 多面支払のみに取り組む場合は、活動組織規約の別紙「構成員一覧」に代えることができる。

5. 多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

重複面積 （多面支払・中山間直払）
50 a

認定農用地の区域内において、
中山間地域等直接支払交付金
の集落協定にも含まれている
面積がある場合は記入してくだ
さい。

※ 多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の
活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

< 施行注意 >

計画書の変更の際には、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を（ ）書で上段に
記載するものとする。

【実施区域図】

活動範囲が判別可能な図面に、「みどり加算」の対象となる全ての農用地を図示します。

(別添1)

実施区域位置図

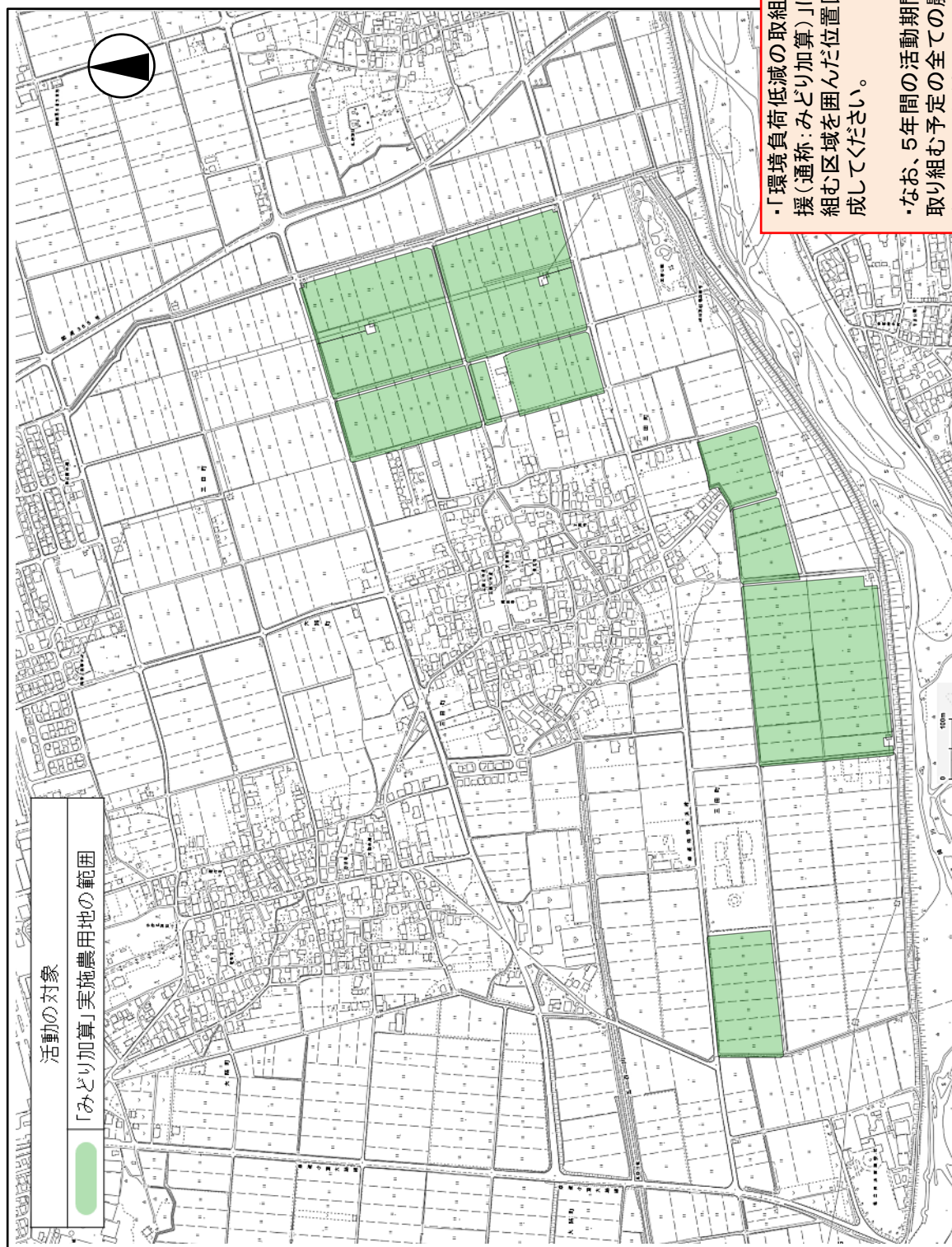
組織名称：

農林水産環境保全団体

3号事業（環境直払）

2号事業（中山間直払）

1号事業（多面支払）



・「環境負荷低減の取組への支援（通称：みどり加算）」に取り組む区域を囲んだ位置図を作成してください。

・なお、5年間の活動期間中に取り組む予定の全ての農用地を図示してください。

【令和6年次会計実地検査関係指導】

① 活動の対象となる農用地の確認

会計実地検査において、対象農用地に交付金算定の対象とならない土地が含まれていることや地目の判断が適切ではないことが判明し、交付金の返還に至るケースが確認されています。

そのため、対象農用地に農地とは認められない土地が含まれることや地目の判断が適切でない状況とならないよう、見回りによる現地確認に加えて、衛星写真及び航空写真の閲覧サービス等も活用して対象農用地の設定を適切に実施してください。

また、対象農用地に農業関連施設等が存在するなど、農用地の判断に迷う場合等は、市町村に確認してください。

衛星写真閲覧サービスの一例

eMAFF農地ナビ (<https://map.maff.go.jp/>)

農業委員会等（農業委員会が置かれていない市町村を含む。）が備えている農地台帳と農地に関する地図について、農地法により公開するとされた一部の情報をインターネット上で閲覧できるサイト



※農地台帳上の地番及び地目・面積等各種分類の表示も可能

※衛星写真の撮影時期は公開されていないので注意

※使用料等が発生する場合には、交付金の活用が可能

【構成員一覧】

申請主体である農業者団体等の構成員の一覧を作成します。

(別添2)

構成員一覧

役職名	氏名 (代表者名、 団体名)	住所	多面的機能 支払		中山間地域等 直接支払		環境保全型農業 直接支払
			分類 番号	備考 活動支援 要否	分類 記号	年齢 分類 記号	
代表	環境 花子		○ 1				
副代表	環境 太郎		○ 1				
	多面 次郎		○ 1				
	多面 三郎		○ 1				

「別添2 構成員一覧」は、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の共通様式です。

申請主体である農業者団体等が、引き続き、環境保全型農業直接支払にも取り組む場合、同じ構成員一覧を活用することが可能です。この場合、多面的機能支払において「環境負荷低減の取組への支援(通称:みどり加算)」に取り組む者について、「多面的機能支払」の項目に「○」を記入し、「分類番号」を左下のリストから選択して記入してください。

多面的機能支払分類記号リスト

農業者	個人として参加	1	農業者個人
	団体として参加	2	農事組合法人
		3	営農組合
		4	その他の農業者団体
農業者以外	個人として参加	5	農業者以外個人
	団体として参加	6	自治会
		7	女性会
		8	子供会
		9	土地改良区
		10	JA
		11	学校・PTA
		12	NPO
		13	その他の農業者以外団体

中山間地域等直接支払分類記号リスト

農業者(人)	A	
	B	
	C	
	D	
	E	
法人	F	機械・施設共同利用組織
	G	農作業受託組織
	H	栽培協定
	I	その他の組織
	J	土地改良区
農業生産組織	K	水利組合
	L	非農業者(人)
	M	その他
その他		

年齢分類記号リスト

キ	65～69歳
ク	70～74歳
ケ	75～79歳
コ	80歳以上

「分類番号」欄には左の「多面的機能支払分類番号リスト」から該当する番号を選び、記入してください。

構成員が団体の場合は、「氏名」欄に代表者名もしくは団体名を記入してください。

注1:「多面的機能支払」「中山間地域等直接支払」「環境保全型農業直接支払」の欄は、各支払に取り組む者に○印を記入。
注2:多面的機能支払に取り組む場合は、「分類番号」を分類番号リストの1～13から選択。
注3:「農業者」とは、協定に位置付けられている農用地において農業生産活動等(多面的機能支払においては、耕作又は養蚕)を実施する農業者又は団体である。
注4:中山間地域等直接支払の場合には、「分類記号」を分類記号リストのA～Mから選択するとともに、「年齢分類記号」を年齢分類記号リストのA～コから選択。
また、市町村の中山間地域等直接支払担当部局と務務部局との間で調整が図っている場合には、例えば、「農業所得の確認に関する承諾」欄や「生年月日」欄など、農業所得の確認に必要ない欄を本様式に設けることができる。この場合、「農業所得の確認に関する承諾書」(参考様式第4号別紙様式5)の作成は不要。
注5:他の市町村で環境保全型農業直接支払を実施している場合は、その市町村名を全て記載すること。
注6:「みどり認定」の欄は、みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた若しくは受ける予定がある、又は申請予定がない場合についてもいずれかに○をすること。
注7:「多面的機能支払」のみに取り組む場合、住所の記入は不要。

【R7変更点】
多面的機能支払交付金のみに取り組む場合、住所の記入は不要とした。

(別紙1) 多面的機能支払に係る活動計画書(1号事業様式)
II. 1号事業(多面的機能支払)

【多面的機能支払に係る活動計画書(1号事業様式)】

「1. 交付金額」では、以下のとおり該当項目に「○」を記入し、「みどり加算」の取組内容を、加算措置の様式のうち(別葉)(6)環境負荷低減の取組への支援に記入します。

(別紙1)

多面的機能支払に係る活動計画書(1号事業様式)

II. 1号事業(多面的機能支払)

対象組織が広域活動組織の場合は○ ⇒ ☐

1. 交付金額 ※複数の交付単価がある場合には、行を追加してください。
※加算措置は除きます。

(1) 農地維持支払

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	3,000 円/10a	円
畑	a	2,000 円/10a	円
草地	a	250 円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	a		円

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことです。小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

★活動期間中に、田から畑への地目の変更が生じた場合は下記に記入し、市町村に提出してください。農地維持支払の単価が活動終了年度まで田の単価となります。

地目を田から畑に変更する面積 ☐ a

(2) 資源向上支払(共同)

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	2,400 円/10a	円
畑	a	1,440 円/10a	円
草地	a	240 円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	a		円

※交付単価は、以下①、②への取組状況によって異なります。左の表には減額する前の単価が入力されており、以下の該当するパターンに○を付けると自動で減額されます。

①多面的機能の増進活動に取り組む
②資源向上支払(共同)を5年以上実施、又は資源向上支払(長寿命化)に取り組む

①のみ該当(修正なし) ☐ ②のみ該当(単価×0.625) ☐
①②に該当(単価×0.75) ☐ 該当なし(単価×5/6) ☐

「1. 交付金額」の各欄については、この項目にのみ「○」を記入してください。

※「特定事業実施者」(令和6年度に環境保全型農業直接支払交付金を受けていた農業者団体等)が加算措置「環境負荷低減の取組に係る支援」のみを実施する場合は、○を付けてください。

加算措置「環境負荷低減の取組に係る支援」のみ実施する場合は○ ⇒ ☒

(3) 資源向上支払(長寿命化)

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付上限額
田	a	4,400 円/10a	円
畑	a	2,000 円/10a	円
草地	a	400 円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	a		円

※交付単価は、直営施工の取組状況によって異なります。左の表には、減額する前の単価が入力されており、直営施工を実施しない場合は、以下に○を付けると自動で減額されます。

直営施工を実施しない場合は○ ⇒ ☐
(単価×5/6)

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は、左記合計と集落数×200万円のいずれか小さい方が上限となります。

広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は○ ⇒ ☐
集落数×200万円

4. 加算措置

加算措置に取り組む場合は以下を記入してください。取り組まない場合、本項目に係るページは提出不要です。

加算一覧	計画
多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援	→ (1) へ
農村協働力の深化に向けた活動への支援	→ (2) へ
水田の貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動への支援	→ (5) へ
環境負荷低減の取組への支援	○ → 別葉(6) へ
組織の体制強化に対する支援	→ (3) へ
組織の広域化・体制強化に対する支援	→ (4) へ

「4. 加算措置」の「環境負荷低減の取組への支援」に「○」を記入してください。

4. 加算措置 (6)環境負荷低減の取組への支援(通称:みどり加算)【R7拡充】

- 化学肥料及び化学合成農薬の使用を「京都府における農作物栽培に係る慣行レベル」(通称:「慣行レベル」)から5割以上低減する取組と合わせて行う対象取組(※1)について、取組面積(※2)に対し、交付します。

＜加算措置の要件＞

- ① 対象取組について、各取組の要件(次ページ)を満たすこと(毎年度実施)。
- ② 化学肥料及び化学合成農薬の使用を慣行レベルから5割以上低減する取組と組み合わせて行うこと(毎年度実施)。
- ③ 取組ごとに2年目以降の取組面積が初年度の取組面積を下回らず、終了年度の取組面積が初年度の取組面積を上回ること。

※1 対象取組

長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、
中干し延期、江の設置等

※2 取組面積

交付対象面積は、取組を実施する面積(畦畔
及び法面面積を含めない)です。

- 同一ほ場で複数の取組を実施した場合も、受けられる加算は1つの取組分のみです。

(別添)
(6) 環境負荷低減の取組への支援

a 実施期間

開始年度	最終年度
令和 7 年度	令和 11 年度

※最終年度は、資源向上(共同)の活動終了年度と同じです。

b 実施時期

取組項目		化学肥料及び化学合成農薬を 5割以上低減する活動			
内容	実施時期	作物名	栽培時期		
長期中干し	6 月 ~ 7 月	水稻	4 月 ~ 9 月		
冬期湛水	12 月 ~ 2 月	水稻	4 月 ~ 9 月		
	月 ~ 月		月 ~ 月		
	月 ~ 月		月 ~ 月		
	月 ~ 月		月 ~ 月		
	月 ~ 月		月 ~ 月		
	月 ~ 月		月 ~ 月		
	月 ~ 月		月 ~ 月		
	月 ~ 月		月 ~ 月		
	月 ~ 月		月 ~ 月		
	月 ~ 月		月 ~ 月		
	月 ~ 月		月 ~ 月		
	月 ~ 月		月 ~ 月		

※必要に応じて欄を追加してください。

「作物名」は水稻、麦、豆、いも、野菜、
なたね等を記入してください。(パソコン
で入力する場合、プルダウン選択できま
す。)

・「計画面積」は、畦畔、法面を含まない
本地面積(a未満切捨て)を記入してくだ
さい。

・「計画面積」は、取組ごとに、2年目以
降の取組面積が初年度の取組面積を
下回らず、終了年度の取組面積が初年
度の取組面積を上回る必要があります。

c 活動の計画

取組項目	1年目 計画面積 (畦畔除く)	2年目 計画面積 (畦畔除く)	3年目 計画面積 (畦畔除く)	4年目 計画面積 (畦畔除く)	5年目 計画面積 (畦畔除く)	交付単価	1年目 交付上限額	2年目 交付上限額	3年目 交付上限額	4年目 交付上限額	5年目 交付上限額	備考
長期中干し	190a	200a	200a	250a	250a	800 円/10a	15,200円	16,000円	16,000円	20,000円	20,000円	
冬期湛水	49a	49a	50a	50a	50a	4,000 円/10a	19,600円	19,600円	20,000円	20,000円	20,000円	
夏期湛水	a	a	a	a	a	8,000 円/10a	円	円	円	円	円	
中干し延期	a	a	a	a	a	3,000 円/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等 (作溝実施)	a	a	a	a	a	4,000 円/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等 (作溝未実施)	a	a	a	a	a	3,000 円/10a	円	円	円	円	円	
合計	239a	249a	250a	300a	300a		34,800円	35,600円	36,000円	40,000円	40,000円	

※計画面積は、対象活動別(同一の対象活動であっても、単価毎)に、a未満を切り捨てた値を記載すること。

※計画面積は、取組ごとに、2年目以降の取組面積が初年度の取組面積を下回らず、終了年度の取組面積が初年度の取組面積を上回る必要があります。

※資源向上支払(共同)の活動期間の途中からみどり加算に取り組む場合は、当該活動期間中の実施計画のみを記入します。

d 活動実施区域位置図

別添4「環境負荷低減の取組実施区域位置図」のとおり

※なお、別添1「実施区域位置図」に環境負荷低減の取組実施区域を記載している場合、別添4は省略できます。

e (特定事業実施者のみ) 添付書類

特定事業実施者の場合であって、

農業者の組織する団体の場合、規約など令和6年度に環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けていたことが分かる書類

一定の要件を満たす農業者の場合、一定の要件を満たし令和6年度に環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けていたことが分かる書類

環境負荷低減の取組の要件

<取組要件>

以下の取組から1つ以上を選択して実施します。

○長期中干し

- ① 栽培する主作物が水稻であること。
- ② 稲の生育中期に10a当たり1本以上の溝切りを実施した上で14日以上の中干しを実施すること。

○冬期湛水

- ① 栽培する主作物が水稻であること。ただし、R6年度まで環境保全型農業直接支払交付金において、水稻以外を対象として取組実績がある場合はこの限りではない。
- ② 2ヶ月間以上の湛水期間を確保するための適切な取水措置及び漏水防止措置が講じられていること。
- ③ 市町村等が作成した計画に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること。なお、市町村等が作成する計画については、以下の内容の記載がされているものとする。
 - a 生物多様性保全に関する市町村等の基本的考え方が記載されていること。
 - b 生物多様性保全の取組を推進するための方策として冬期湛水が位置付けられていること。

○夏期湛水

- ① 栽培する主作物が野菜、大麦、なたね等であること。
- ② 転作田又は湛水可能なほ場であること。
- ③ 6月下旬～9月上旬の期間内に2ヶ月以上の湛水期間を確保するため、前作の収穫後に耕起、代かき、畦畔補修等、適切な漏水防止措置及び適切な取水措置が講じられていること。
- ④ 湛水期間中の開放水面を維持するため深水管理等の雑草対策に努め、雑草の繁茂がみられた部分については必要に応じて適宜代かきを行う等、適切な管理が行われていること。
- ⑤ 市町村等が作成した計画に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること。なお、市町村等が作成する計画については、以下の内容の記載がされているものとする。
 - a 生物多様性保全に関する市町村等の基本的考え方が記載されていること。
 - b 生物多様性保全の取組を推進するための方策として夏期湛水が位置付けられていること。

○中干し延期

- ① 栽培する主作物が水稻であること。
- ② 中干し開始時期を慣行時期より1ヶ月程度延期又は中止し、慣行の水稻栽培期間、常時湛水状態を保つこと。
- ③ 常時湛水状態を保つための定期的な水管理及び畦の点検・補修を実施すること。

○江の設置等

- ① 栽培する主作物が水稻であること。
 - ② 10a当たり原則10m以上とし、10m/10aに満たない場合は、取組面積（a（※1a未満切り捨て））＝設置した長さ（m）として取組面積を調整すること。江の形状は、原則として「深さ10cm以上、水面幅30cm」とする。
 - ③ 湛水の状態とする期間は、原則として、中干し開始時から、8月中旬までとする。
 - ④ 湛水等の期間中、江に除草剤を使用しないこと。
 - ⑤ 魚類等の希少種が水田内で保護されるよう、適切に管理すること。
- ※魚類保護をする場合は、以下の①・⑤の要件を全て満たせばよいものとする。

参考：5割低減の取組（みどり加算）

【5割低減の取組とは】

主作物について、化学肥料及び化学合成農薬の使用を**慣行レベル**※ から**5割以上低減**する取組です。

※ 「京都府における農作物栽培に係る慣行レベル」について
「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、京都府が地域の施肥・防除の実態を踏まえ、化学肥料及び化学合成農薬の使用量を品目ごとに設定したものです。詳細については、以下のサイトをご覧ください。

<https://www.pref.kyoto.jp/nosan/1210119719155.html>

京都府 慣行レベル

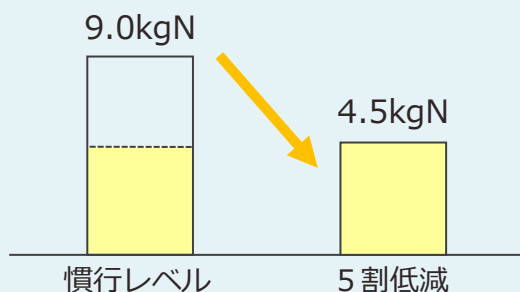


【算定の仕方】

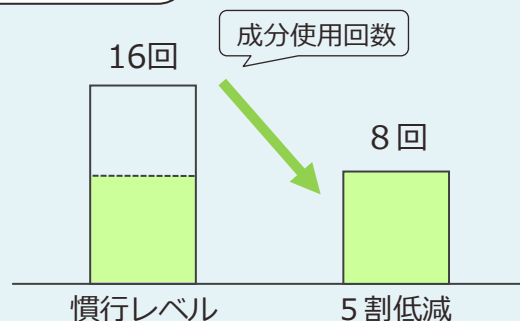
低減割合の比較に用いる慣行レベルは、個々の農業者の現行の施用量ではなく、京都府が定めた化学肥料と化学合成農薬の慣行レベルを用います。
化学肥料は窒素分量、化学合成農薬は成分使用回数により算定を行います。

～ 化学肥料・化学合成農薬の低減割合の算定の仕方 ～

化学肥料



化学合成農薬



計算の仕方

NK化成
 $30 \text{ kg} / 10\text{a} \times 15\% = \underline{4.5 \text{ kgN} / 10\text{a}}$
 ↑
 窒素成分の割合

計算の仕方

殺虫剤（2成分）	1回×2成分＝2
殺菌剤（1成分）	1回×1成分＝1
殺菌剤（2成分）	1回×2成分＝2
除草剤（1成分）	3回×1成分＝3

成分使用回数合計 **8回**

5割以下になるよう取り組んでください

交付額の算定方法

【単価】

単位：円/10a

取組	みどり加算
	①
長期中干し	800
冬期湛水	4,000
夏期湛水	8,000
中干し延期	3,000
江の設置等 (作溝実施) ^{※1}	4,000
江の設置等 (作溝未実施)	3,000

①：5年間以上実施した農用地は、①に0.75を乗じた額を加算単価とする。（実質、令和12年度以降の適用となります。）

※1 江の設置に作溝作業を伴う場合

【交付額の算出方法】

(1) 資源向上支払交付金(共同)みどり加算の対象農用地面積(畦畔及び法面面積を含めない)に、取組別の交付単価を乗じて算出します。なお、毎年度の交付額は、当該年度の取組面積(実績)に対して支払われます。

(算定例)

対象農用地面積 長期中干し：5,000.4a、冬期湛水：4,999.6a

○ 対象農用地面積の端数処理

長期中干し：5,000.4a → 5,000a(小数第一位切り捨て)

冬期湛水：4,999.6a → 4,999a(小数第一位切り捨て)

○ みどり加算の交付額の算出

長期中干し：5,000a × 800 円/10a = 400,000 円

冬期湛水：4,999a × 4,000 円/10a = 1,999,600 円

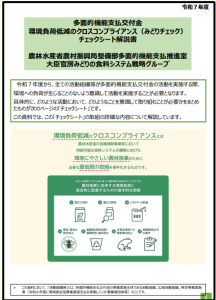
計：2,399,600円

5 環境負荷低減のクロスコンプライアンス(みどりチェック)【R7追加】

- 令和7年度から、環境負荷低減のクロスコンプライアンス(みどりチェック)のチェックシートに取り組む必要があります。
- チェックシート(様式第1-11号)は、事業計画の認定申請時に「申請時(します)」の欄にチェックを入れ、事業計画書と併せて市町村長に提出する必要があります。
- GAP 認証等を取得している場合は、本様式を提出する代わりに、GAP認証等の取得を証明する書類の提出をすることができます。

みどりチェックの詳細は、活動組織向けの解説書を参照してください。
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html

多面 クロスコンプライアンス



申請時(します)の欄にチェックします。

(様式第1-11号)

農林水産省様式

申請時記入日: 令和7年4月
報告時記入日:

多面的機能支払交付金 環境負荷低減のクロスコンプライアンス(みどりチェック) チェックシート

組織名: 農林水産環境保全団体

	(1) 適正な施肥	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
①	「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合 肥料の適正な保管	☐	☒	☐
②	「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐	☒	☐

	(2) 適正な除草や害虫駆除等	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
③	多面支払(※2)の活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場合やみどり加算の交付を受ける場合 農薬の適正な使用・保管	☐	☒	☐
④	「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合 農薬の使用状況等の記録・保存	☐	☒	☐

	(3) エネルギーの節減	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑤	活動組織で作業機械等を所有している場合 作業機械等の燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐	☐	☐
⑥	活動組織で作業機械等を所有している場合 省エネを意識し、作業機械等の不必要・非効率なエネルギー消費をしないよう努める	☐	☐	☐

	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑦	全ての活動組織及び広域活動組織(特定事業実施者を除く) 除草や水路の泥上げ等を行う場合には、気温や周辺環境等を考慮し、草や土砂等を適切に処理することで悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	特定事業実施者のみ ☐	☐	☐

	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑧	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 ブラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☒	☒	☐

	(6) 生物多様性への悪影響の防止	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑨	多面支払(※2)の活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場合 雑草や害虫の発生状況を推定し、除草や害虫駆除等の要否及び実施時期の判断に努める	☐	☐	☐
⑩	生態系への影響が想定される工事等を実施する場合 生態系に配慮した事業実施に努める	☐	☐	☐

	(7) 環境関係法令の遵守等	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑪	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 「みどりの食料システム戦略」を理解し、適切な事業実施に努める	☒	☒	☐
⑫	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 関係法令の遵守	☒	☒	☐
⑬	活動組織で作業機械等を所有している場合 作業機械等の適切な整備と管理の実施に努める	☐	☐	☐
⑭	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 正しい知識に基づく作業安全に努める	☒	☒	☐

注1 申請時は該当する全ての項目の「します」の□にチェックし、報告時(活動期間の最終年度)は実施した内容を踏まえ、該当する全ての項目の「しました」の□にチェックしてください。

注2 記載内容に該当しない場合は「(該当しない □)」にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

※1 多面的機能支払交付金実施要綱紙2の第6の2の(1)のウのd及び第4の1の(3)の活動をいう。

※2 便宜上、多面的機能支払交付金のことを「多面支払」と表記する。

6 総会の開催

多面的機能支払交付金の実施に関する事項は総会で決定し、議決事項は構成員全員に周知するなど、構成員の合意形成を行ってください。

具体的な合意形成の手続は、農業者団体等の規約に基づいて実施します。

別記6－1 活動組織規約（例）に示す総会の開催

【設立総会】

はじめに設立総会を開催し、作成した規約（案）、役員（案）、事業計画（案）等の活動組織の設立、活動に関する事項を議題として審議し、議決を得る必要があります。

【通常総会】

通常総会は、毎年度1回以上開催する必要があります。

【臨時総会】

通常総会のほかに、次に掲げる場合に開催する臨時総会があります。

- ・構成員現在数の3分の1以上から、会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
- ・監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
- ・その他代表が必要と認めたとき。

いずれの総会も、構成員現在数の過半数の出席（委任状を含む）がなければ成立しません。

総会開催から議決までの流れ

- 1) あらかじめ役員会等で話し合い、総会の審議事項、開催日、開催方法等について設定します。審議事項は、活動計画の作成又は変更、収支決算及び実施計画に関すること等の活動組織の運営に関する重要な事項等となります。
- 2) 総会の招集を行います。招集に当たっては、規約で定める日までに（規約例では、開催の7日前まで）、書面にて会議の日時、場所、目的、審議事項を構成員に通知します。
- 3) 総会は、構成員現在数の過半数の出席をもって成立します。開会前に出席者数の確認を行います。なお、出席は委任状をもって代えることができます。
議事は、出席した構成員の過半数（特別議決事項にあっては3分の2以上）で決めます。
議決前に議案説明、質疑応答を行った上で採決を行ってください。
- 4) 活動事項を構成員全員の承知のもとで実施するため、総会閉会後速やかに、規約で定める方法により（規約例では、総会で決定した事項を記載した書面を作成して、その写しを構成員全員に配布する）構成員全員に確実に周知します。

総会の開催、議決に当たっての留意点

- ・総会は、規約に基づいて行います。規約制定時に構成員で話し合い、総会の議決方法等について地域の事情に応じて適切に定めてください。
- ・採決に当たっては、挙手や起立等の賛成者数を把握できる方法で行い、賛成者数、反対者数を把握し、議決の可否を確認してください。また、議事録に議案ごとの賛成者数を記録してください。
- ・総会を欠席された方へも、記録を書面配布するなどにより、総会の議決事項の周知を行ってください。
- ・総会資料や議事録は、実施状況報告の根拠資料ともなりますので、適切に記録し、5年間保管してください。